

医薬監麻発 1105 第 6 号  
令和 6 年 11 月 5 日

各都道府県薬務衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局  
監視指導・麻薬対策課長  
(公印省略)

### 大麻研究者が所持する大麻等の引継ぎについて

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）が令和 6 年 12 月 12 日（以下「施行日」という。）に施行されることにより、大麻等（大麻及び大麻草の製品のうち大麻草としての形状を有しないものをいう。以下同じ。）に係る規制（大麻草の栽培に係る部分を除く。）は、これまでの大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）に基づくものから、改正法第 3 条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「第 3 条改正後麻向法」という。）に基づくものとなることとなる。

改正法の施行に伴い、大麻取締法に規定する大麻研究者が所持する大麻等を第 3 条改正後麻向法に規定する麻薬研究者等に引き継ぐ場合は、下記のとおりの取扱いとするので、関係者への十分な周知及び指導をお願いしたい。

#### 記

##### 1 大麻等の取扱いについて

大麻研究者は、改正法附則第 3 条第 2 項の規定により、施行日以降その免許期間内において、改正法第 1 条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「大麻草栽培規制法」という。）第 2 条第 5 項に規定する大麻草研究栽培者とみなされ、第 3 条改正後麻向法第 28 条第 1 項が適用されることにより、大麻を所持することができる。

当該大麻については、大麻草栽培規制法第 2 条第 2 項及び第 3 条改正後麻向法第 2 条第 1 項第 1 号の 2 の規定により、「大麻草（その種子及び成熟

した茎を除く。) 及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。)」となることから、大麻草研究栽培者とみなされる大麻研究者は、施行日以降、THC 等(大麻等のうち、大麻草の製品であって大麻草としての形状を有しないものをいう。以下同じ。)を所持することはできない。

したがって、大麻研究者が THC 等を施行日以降も引き続き所持する場合には、大麻草研究栽培者としてではなく、麻薬研究者としてこれを所持することが必要となる。

## 2 大麻等の引継ぎ等

### (1) THC 等が第3条改正後麻向法上の麻薬として規制されることとなることに伴う引継ぎ等

同一人が大麻研究者免許及び麻薬研究者免許を保有している場合には、施行日に限り、所持する THC 等については、譲渡譲受の手続によらず、大麻研究者から麻薬研究者に引き継いだものと整理する。ただし、大麻研究者免許のみ保有する場合は、施行日前日までに、THC 等を、麻薬研究者免許を保有する大麻研究者へ大麻取締法第16条の規定により譲渡する、又は廃棄する必要がある。

また、THC 等を含有する治験薬を所持する大麻研究者にあっては、麻薬研究者免許、麻薬管理者免許又は麻薬施用者免許を保有している場合、施行日に限り、譲渡譲受の手続によらず、当該治験薬を大麻研究者から麻薬研究者、麻薬管理者又は麻薬施用者に引き継いだものと整理する。ただし、大麻研究者免許のみ保有する場合は、施行日前日までに、当該治験薬を麻薬研究者免許、麻薬管理者免許若しくは麻薬施用者免許を保有する大麻研究者へ大麻取締法第16条の規定により譲渡する、又は廃棄する必要がある。

### (2) 大麻の引継ぎ等

#### (ア) 令和7年1月1日以降、大麻草の栽培を行う予定のない大麻研究者の引継ぎ等(大麻草研究栽培者免許取得の予定がない場合)

施行日において、大麻草研究栽培者とみなされる大麻研究者として大麻を所持している者であって、令和7年1月1日以降に大麻草研究栽培者免許を取得しない者は、令和6年12月31日までに当該大麻研究者が所持している大麻を麻薬研究施設の開設者又は大麻草栽培者へ譲渡する

ことが必要となる。この場合、第3条改正後麻向法第24条及び第26条に基づく大麻の譲渡及び譲受を行い、同法第32条に基づく譲渡証及び譲受証を取り交わすこと。

ただし、施行日に大麻研究者が麻薬研究者免許を保有している場合には、施行日に限り、大麻が第3条改正後麻向法上の麻薬として規制されることに伴う引継ぎとして、譲渡譲受の手続ではなく、大麻研究者から麻薬研究者へ大麻を引き継いだものと整理する。

また、令和7年1月1日に当該大麻研究者だった者が新たに麻薬研究者免許を保有する場合は、同日付けで、譲渡譲受の手続ではなく、そのまま当該麻薬研究者に大麻を引き継いだものと整理する。

(イ) 令和7年1月1日以降、大麻草の栽培を行う予定のある大麻研究者の引継ぎ等（大麻草研究栽培者免許取得の予定がある場合）

施行日において、大麻草研究栽培者とみなされる大麻研究者として大麻を所持している者であって、令和7年1月1日付けで大麻草研究栽培者の免許を取得するものは、同日付けで、譲渡譲受の手続ではなく、そのまま当該大麻草研究栽培者に大麻を引き継いだものと整理する。

なお、令和7年1月1日以降に大麻草研究栽培者免許に加え、麻薬研究者免許も保有する者であって、当該大麻草研究栽培者が当該麻薬研究者免許に基づき大麻を保管する場合には、当該麻薬研究者が所属する麻薬研究施設の設置者に対し、第3条改正後麻向法第24条及び第26条に基づく大麻の譲渡及び譲受を行い、同法第32条に基づく譲渡証及び譲受証を取り交わすこと。

以上